

公告第165号  
令和8年2月6日

## 一般競争入札公告の変更

分任契約担当官  
陸上自衛隊健軍駐屯地  
西部方面会計隊本部  
業務科長 原島 貴男

令和8年1月29日付公告(公告第156号)「高遊原69号建物機体洗浄装置保守点検」について別紙のとおり仕様書を変更する。

入札に関する事項の問い合わせ先  
〒862-0901 熊本県熊本市東区東町1-1-1  
陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部  
業務科 契約班 担当 四元  
TEL 096-368-5111 (内線4680)  
FAX 096-368-3579

仕様書に関する事項の問い合わせ先  
陸上自衛隊健軍駐屯地 業務隊高遊原派遣隊  
施設班 担当 大島  
TEL 096-232-2101 (内線352)

# 高遊原 6 9 号建物機体洗淨装置保守点検

業務隊長	所 掌			
	派遣隊長	施設班長	給排水	工事企画

合 議					
管理科長	営繕班長	工事企画	営繕陸曹	管財主任	施設管理

# 仕様書

件名	高遊原69号建物機体洗浄装置保守点検	所属	健軍駐屯地業務隊高遊原派遣隊
		作成年月日	令和8年 1月 16日
		作成者	防衛技官 大島 温子

## 1 総則

本仕様書は、「高遊原69号建物機体洗浄装置保守点検」について適用する。

## 2 場所

熊本県上益城郡益城町大字小谷1812 陸上自衛隊高遊原分屯地

## 3 実施事項

69号建物機体洗浄装置（株式会社IHIジェットサービスJ-02060）の保守点検

## 4 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書による他、関係法令及びメーカー仕様に基づき実施すること。
- (2) 隊員若しくは部外者等に損害を与えた場合、又は施設等を破損した場合で、その原因が本役務に関わると認められた場合、請負者が補償及び賠償の責を負うこと。
- (3) 本仕様書等に記載なき事項については、技術上当然必要であり、実施すべき事項については、請負者の負担において実施するものとする。
- (4) 本役務の安全管理については、請負者の負担と責任において実施すること。
- (5) 本役務での作業用電気及び水は、原則請負者の負担とする。
- (6) 役務完了後、検査官による点検結果報告書等の提出書類の確認をもって完了検査とする。
- (7) 本役務により発生した産業廃棄物は、受注者の責任において分屯地外へ搬出し、適切に処分するものとする。また、金属類等の発生材については、監督官の指示する場所へ集積すること。
- (8) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施する。

## 5 特記事項

- (1) 役務実施日は、契約後速やかに監督官と調整するものとする。
- (2) 保守点検後、点検結果報告書（様式随意）を提出すること。なお、別途経費を必要とする修繕箇所等が発生した場合は、速やかに報告書及び写真にて監督官に報告するとともに、見積書を提出すること。
- (3) 保守点検及び部品交換については、機器メーカー担当者に実施させること。
- (4) 点検内容
  - ア 洗浄ポンプ／手洗ポンプ
    - (ア) 外観目視確認
  - イ 制御盤
    - (ア) 外観目視確認
    - (イ) ランプテスト

ウ コンプレッサ

- (ア) 外観目視確認
- (イ) 各機器作動確認
- (ウ) 空気タンク（第二種圧力容器）の点検

エ 空気タンク

- (ア) 外観目視確認
- (イ) 空気タンク（第二種圧力容器）の点検（安全弁の作動確認は除く）

オ 各種弁（電動、一般、安全、減圧、定水位）類

- (ア) 外観目視確認（上部に取り付けてある弁は除く）

カ 各種計器（圧力計、圧力伝送器）類

- (ア) 外観目視確認（上部に取り付けてある計器は除く）

キ 小物部品（フレキ、ストレーナ、バキュームブレーカ）類

- (ア) 外観目視確認（上部に取り付けてある部品は除く）

ク その他

- (ア) メンテナンス前後の水噴射確認（基本各1回）
- (イ) カプラ交換及び調整

6 提出書類

監督官の指示する時期に、以下の書類を提出する。

- (1) 工程表（予定及び実施）
- (2) 着工届、完成届
- (3) 役務写真  
点検前、点検中、点検後の写真を撮影し、写真帳（A4）に整理して提出する。
- (4) 点検検査報告書（様式随意）
- (5) その他監督官が指示したもの

